

三春交流館「まほら」使用料

三春交流館使用料	1. 施設使用料	(1) 基本使用料
		(2) 特別使用料
	2. 設備使用料	(1) 舞台設備
		(2) 音響設備
		(3) 照明設備
		(4) 複写機・印刷機等
		(5) その他
	3. 冷暖房等使用料	

1. 施設使用料

(1) 基本使用料（町内）

		9～17 時	17～21 時
		1 時間当り：円	
まほらホール (舞台・客席・ホワイエ)	平日	3,300	4,200
	土日祝	4,200	5,400
舞台のみ	平日	1,100	1,400
	土日祝	1,400	1,800
客席のみ	平日	2,000	2,600
	土日祝	2,600	3,300
ホワイエのみ	平日	1,100	1,400
	土日祝	1,400	1,800
小ホール		1,000	1,300
A 室 (楽屋)		600	700
B 室 (楽屋)		600	700
C 室 (学習室)		500	600
D 室 (学習室)		500	600
和室 (大)		700	900
和室 (小)		500	600
交流広場		600	700

(2) 特別使用料

入場料徴収 加算料	1,000 円未満	基本使用料に 20%加算
	1,000 円以上 3,000 円未満	基本使用料に 30%加算
	3,000 円以上 5,000 円未満	基本使用料に 60%加算
	5,000 円以上	基本使用料に 100%加算
時間外使用料		超過使用直前直後の 基本使用料の 130%
営業使用料		基本使用料の 150%
準備等使用料 (準備・片付け・楽屋等)		基本使用料の 70% (ただし、時間外使用 の場合は適用なし)
町外使用料		(特別使用料計算後) 施設使用料の 150%

※ 1 時間に満たない場合は、これを 1 時間に切り上げて計算する。

※ 算出した総額に 10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

2. 設備使用料

(1) 舞台設備

		1 時間当り：円
映写スクリーン	1 式	1, 100
音響反射板	1 式	1, 200
コンサートピアノ	1 台	2, 200
平台	1 台	40
演台（3 点セット）	1 式	250
司会者台	1 台	100
バレエシート	1 式	500
地絨	1 枚	150
緋毛氈	1 式	40
長座布団	1 枚	40
めくり台	1 台	30
国旗・町旗パネル	1 式	30
指揮者台	1 台	30
指揮者用譜面台	1 台	30
演奏者用譜面台	1 台	10
演奏者用椅子	1 脚	10
コントラバス用椅子	1 脚	30
チェロ用椅子	1 脚	30
ピアノ用椅子 （背付型。椅子のみ使用の場合）	1 脚	30
ピアノ用椅子 （ベンチ型。椅子のみ使用の場合）	1 脚	50
液晶プロジェクター	1 台	1, 000
センターカメラ （録画での使用。録画用機材含む）	1 式	1, 000

(2) 音響設備

		1 時間当たり：円
2 点吊りマイク装置	1 式	800
拡声装置	1 式	400
C Dプレーヤー	1 台	150
カセットレコーダー	1 台	150
MDレコーダー	1 台	200
C D／S D／U S B レコーダー	1 台	150
可搬型スピーカー	1 組	200
ハンド型ワイヤレスマイク (スタンド付)	1 本	150
タイピン型 ワイヤレスマイク	1 本	150
ダイナミック型 マイクロホン (スタンド付)	1 本	100
コンデンサ型 マイクロホン (スタンド付)	1 本	100
ダイレクトボックス	1 台	150
持込機器	1 kw に付き	70

(3) 照明設備

		1 時間当たり：円
Aセット (地明り)	1 式	600
Bセット (50kw まで)	1 式	1,300
Cセット (100kw まで)	1 式	2,600
Dセット (150kw まで)	1 式	3,900
セット外の照明器具	1 kw に付き	70
エフェクトマシン (先玉含む)	1 台	100
ミラーボール	1 台	150
センターフォローピンスポットライト	1 台	200
カラーフィルター	1 枚	50
持込機器	1 kw に付き	70

(4) 複写機・印刷機等

		円
複写機（白黒）	1 枚	10
複写機（カラーA 4 以下）	1 枚	60
複写機（カラーA 4 より大きい）	1 枚	100
印刷機（白黒）	1 枚	5
大型プリンタ（白黒）	A 2	330
大型プリンタ（白黒）	A 1	670
大型プリンタ（カラー）	A 2	500
大型プリンタ（カラー）	A 1	1,000
大型プリンタ（白黒）	1 m 当たり	800
大型プリンタ（カラー）	1 m 当たり	1,200

(5) その他

		円
ポータブル液晶プロジェクター	1 台 1 日に付き	1,000
持込電気器具	1 kw 1 時間に付き	70
L 型パネル	1 台 1 日に付き	200
クラブロッカー	1 個 1 ケ月に付き	200
ダビング費（MD／CD／カセットテープ）	1 台 1 回	1,000
媒体（CD／DVD）	1 枚	100

※1 時間当りの設備使用料は、当該設備を実際に使用している時間ではなく、施設使用の時間で計算する。ただし、催事等が予定より早く終了し、施設使用時間を短縮して退館する場合は、その退館時間で計算する。なお、1 時間に満たない場合は、これを1 時間に切り上げて計算する。

※持込器具を1 kw 未満の端数がある場合は、これを1 kw として算定する。ただし、0.1kw 未満の軽微な電力使用のみの場合は無料とする。

※算出した総額に10 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3. 冷暖房等使用料

	1 時間当り：円
舞台・客席	1, 250
ホワイエ	550
小ホール	650
A 室（楽屋）	300
B 室（楽屋）	300
C 室（学習室）	300
D 室（学習室）	300
和室（大）	400
和室（小）	200

	1 日：円
シャワー室使用料	1, 050

	1 回：円
まほらホール客席 レイアウト変更使用料	4, 200

※まほらホール客席レイアウト変更使用料は、まほらホール 1 階の 108 席以上（27 台）の客席の撤去等を行う場合の使用料をいう。

※1 時間に満たない場合は、これを 1 時間に切り上げて計算する。

《使用申請の受付期間》

	受付期間
まほらホール一式 (舞台・客席・ホワイエ)	使用日(連続する場合は、そのうち最も早く到来する日)の1年前から10日前まで。
小ホール	
交流広場	
舞台のみ	使用日の3月前の日が属する月の初日から7日前まで。
客席のみ	
ホワイエのみ	
A室、B室(楽屋)	使用日の3月前の日が属する月の初日から7日前まで。 ただし、まほらホール、小ホール及び交流広場を使用する場合に楽屋等として同時に使用するときは、それらの期日と同時。
C室、D室(学習室)	
和室(大)	
和室(小)	

《使用料の減免》

	施設 使用料	設備 使用料	冷暖房等 使用料
町の機関が使用する場合	100%	100%	100%
町内の保育所、幼稚園、小学校 及び中学校が使用する場合	100%	100%	100%
国又は福島県が使用する場合	50%	50%	0%
地方自治法第157条に該当する公共的団体又は生涯学習活動団体が使用する場合			
ア まほらホール、客席のみ、 舞台のみ、ホワイエのみ	60%	60%	0%
イ その他の施設	100%	60%	0%
		複写機・印刷機等 0%	
ウ アの施設と同時にイの 施設を利用する場合	60%	60%	0%
町長が特に必要と認めた場合	町長が定める率		0%

《使用取止めによる施設使用料の返還》

	返還申請期限	返還率
まほらホール一式、 小ホール、交流広場	使用開始6月前まで	70%
	使用開始1月前まで	50%
	使用開始1月を切った場合	0%
その他の施設	使用開始1月前まで	100%

	使用開始 7 日前まで	70%
	使用開始 7 日を切った場合	0%

※施設使用料は前納が原則だが、未納の場合は、返還額を差し引いた額がキャンセル料として発生する。

※設備使用料と冷暖房等使用料は、事後精算のため発生しない。